

第 6 7 回宮崎県個人情報保護審議会議事録

1 日 時	令和 8 年 2 月 2 6 日（木）午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで
2 場 所	県庁防災庁舎 7 階 防 7 3 会議室
3 出席者	山田会長、荒木委員、宮本委員、森部委員
4 議 題	(1) 審議事項【公開】 県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更について (2) 審議事項【非公開】 保有個人情報部分開示決定に対する審査請求に関する諮問 諮問第 9 3 号（こども家庭課）
5 内 容	(1) 審議事項【公開】 県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更について 事務局より制度概要の説明を行なった後、実施機関より内容説明を行った。 （主な質疑・意見） 委 員：資料 2-1 の 3 「特定個人情報の使用」にあるログ分析について。定期的な分析はどのくらいの頻度で、どの部署が行うのか。 実施機関：税務課の電算担当が四半期（3 か月）に 1 回行う。 委 員：管理している部署が自分でチェックするということだが、チェック機能として大丈夫か。 実施機関：ログの保持自体はクラウドサービス側で自動で行われており、その出力された内容を税務課で確認する形をとっている。 委 員：資料 2-1 の「消去方法」について、滞納等で完納していない場合でも 10 年経てばデータは消えるのか。 実施機関：時効等の法的な期間に基づき、一定期間経過後に消去することとなっているが、未納の納税義務者等に係る情報については当該期間に限らず保管することになっているため、完納していなければ残り続ける。 今後の進め方として、本日の意見を踏まえて 4 ～ 5 月にパブリックコメントを実施し、パブリックコメント終了後、7 月頃に本審議会で第三者点検及び意見書の検討を行うことで了承された。 (2) 審議事項【非公開】 審査請求に関する審議であるため、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）第 1 9 条の規定により、非公開で開催された。 ○ 諮問第 9 3 号の審議について ・ 事務局より答申書（案）の内容について説明後、審議を行った。 ・ 答申書（案）について概ね合意し、修正等がある際は会長一任の上、答申することです了承された。